

2022年第1回定例会

調布市個人情報漏洩問題について全容を解明し、再発を防止するために、調査のための第三者機関の設置等を求める陳情 採択討論

生活者ネットワークは、議案第40号、陳情第59号、調布市個人情報漏洩問題について全容を解明し、再発を防止するために、調査のための第三者機関の設置等を求める陳情に対し採択を求めます。

陳情者は、昨年起きた個人情報漏えい問題をきっかけに調布市行政に対して不安を感じており、全容の解明と再発防止を目的とした第三者機関の設置、調査、そして調査結果の公開を求めています。

総務委員会の審査での説明では、昨年、第4回定例会で提出された同様の趣旨の陳情が市議会で趣旨採択されたことを受け、市の個人情報保護審査会と情報公開審査会が第三者機関に当たるとの認識で、昨年末からそれぞれ数回ずつ開いてきたとのことでした。

私自身が第4回定例会初日の市長の発言に対する質疑の中で求めている第三者機関による調査は、市が設置した審査会ではなく、外部機関による調査ではありましたが、各審査会を傍聴し、議事録を拝見しました。結論としては、今回の件については、どちらの審査会も第三者機関としての中立的な審議は行われていなかったと判断せざるを得ませんでした。

その大きな理由は、加害者である市が、物的証拠もないまま、一方的に弁解する場となっていたということです。いずれの審査会においても、職員が事業者へ市民からの情報公開請求書の送付を始めるに至った理由として、昨年第4回定例会初日の市長発言に対する質疑への答弁にはなかった新たな事実が述べられたことから、傍聴者の間でも驚きの声が上がりました。

その事実とは、6月10日に市民から出された情報公開請求分に対して7月初旬に請求者に情報を提供したところ、そこに記載されていた工事手法がすでに事業者の方

で変更され、内容の食い違いが起きたことで住民の間に混乱が生じた、そこで、再発防止のために請求書そのものを事業者に送付するようになったという内容でした。情報公開審査会の意見書では、一定の合理性が認められるとされていますが、すでに請求者に対して情報公開が済んでいるものについて、改めてその請求書を事業者に送る理由としては非常に理解し難いものだと考えます。また、送付したメールは消去されていますので、いつ送付したのか、本当に住民の間に混乱が生じた後だったのか、証明するものではありません。

また、審査会では情報公開請求書を受け取ってからの業務手順について、本来の手順で行ったと、第4回定例会の時には説明がなかった内容が、マニュアル通りに説明されていましたが、こちらもそれを証明するものは何もありません。私もその業務手順について証明できる資料の請求をしておりますが、3カ月半が経過している現在も出てきていません。

今回の件で、市は市民の個人情報情報を漏えいしてしまった加害者です。いずれの審査会も第三者的な立場で市に対して助言をしてくださっていますが、今回は加害者が設置した審査会です。被害者である市民も同席し発言することが認められていけばまた別ですが、加害者側の職員のみ出席が認められ、発言を立証する物的証拠もないまま、一方的に状況説明ができてしまう状況であったことから、第三者的機関としての中立性はなく、全容は解明されていないと言わざるを得ません。全容解明と再発防止による市民の不安解消、そして市への信頼回復には、中立的な第三者機関の設置、メールの復元を含む徹底調査、そして調査結果の公開を行うべきと考える立場から、生活者ネットワークは本陳情の採択を求めます。